令和5年度 第2回 江別市男女共同参画審議会 議事録

日 時:令和5年8月22日(火)18時00分~19時15分

場 所:市役所 公室

出席委員:12名

小内純子(会長)、塩山慎一(副会長)、黒澤直子、大関義行、小松健二、 早瀬美知子、松本常雄、三角晴美、五十嵐友紀子、稲垣正樹、岡幸代、 小野寺歩

事務局:5名

欠席委員:なし

生活環境部 近藤部長、斉藤次長

市民生活課 大橋参事(市民協働担当)、工藤主査(市民協働担当)、佐藤主事

傍聴者:2名

次 第: 1 委嘱状交付

- 2 挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 会長、副会長 互選
- 5 開会
- 6 議事
 - (1) 江別市男女共同参画基本計画中間見直し版の概要について
 - (2)第3次江別市男女共同参画基本計画における骨子案の提示について
- 7 その他
- 8 閉会

小内会長

これより令和5年度第2回江別市男女共同参画審議会を開会します。

さっそくですが、次第6の議事に入ります。(1) 江別市男女共同参画基本計画中間 見直し版の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (工藤主査)

本日お持ちいただきました、ピンク色の表紙の冊子江別市男女共同参画基本計画中間見直し版の概要について、説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。

まず、計画の説明の前に、男女共同参画の定義について説明します。 1 ページをご 覧ください。

国の男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会について、記載のとおり定義しております。

これは、男女という性別によって利益や責任に違いが生じるものではなく、個人の 意思によって参画する機会が確保され、個人の能力に応じて均等に利益を享受するこ とができ、かつ、共に責任を担うべき社会ということであり、こういった社会を目指 すことが、法で定められています。

それでは、江別市の男女共同参画基本計画について、ご説明させていただきます。 2ページ目の上をご覧ください。

第1章、基本的な考え方から、ご説明いたします。

まず、江別市における計画策定に至る経過について、平成11年施行の国の男女共同参画社会基本法では、市町村の計画策定は努力義務としていましたが、江別市では、男女共同参画社会を積極的に推進するための指針として、平成14年度に計画を策定しております。

さらに、平成20年度には、江別市男女共同参画を推進するための条例を制定し、 基本理念や市の施策の基本となる事項を定めております。

下に進みまして、市では平成25年度、男女共同参画審議会のご意見をいただきながら、新たな計画を策定いたしました。

この位置付けとしては、条例第9条に基づく、総合的、計画的に施策を推進するための指針であり、江別市の第6次総合計画であるえべつ未来づくりビジョンを推進するための個別計画となっております。

計画期間は平成26年度から平成35年度までの10年間ですが、中間年である平成30年度に見直しを行い、計画の一部を、国の女性活躍推進法に基づく推進計画に位置付けました。

本計画は、長期的な展望に立った7つの基本方針と、市が主体的かつ重点的に取り 組む2つの重点項目で構成されています。

3ページに進みまして、上の第2章、計画の内容について説明します。

最初に、基本方針 1 の男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推 進です。

現状として、中間見直し時の平成30年5月に実施した市民アンケートでは、男性は仕事、女性は家事や育児と考える市民は約32.4%となっており、3割を超える方が占めている状況です。

なお、今年の5月現在では18.8%と改善しつつありますが、未だ2割に近い数値となっています。

課題としては、家事や子育て、介護、地域活動への男性の参画が進まない背景として考えられる、男性自身の固定的性別役割分担意識を解消する必要があること。

さらに、学校や家庭での教育において、子供の頃から男女平等意識の重要性を伝えることが必要であり、長い時間をかけて培われてきた意識を変えていくためには、あらゆる年齢層への広報・啓発の推進に取り組んでいく必要があると考えております。

また、中間見直しの新たな取組として、性の多様性を認め合い、尊重し合う社会を目指し、LGBTなど性的少数者への理解促進に向けた啓発に努めることとしています。その下に記載しているのは、関連する市の計画になります。各部局が、それぞれの計画を男女共同参画の視点を持って進めていくこととしています。

続いて3ページ下をご覧下さい。

基本方針の2は、政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政 策の推進です。

江別市男女共同参画を推進するための条例では、審議会等の委員の数を、男女いずれか一方が委員総数の4割未満とならないように努めるものと規定されており、市では女性登用率の向上に努めておりますが、平成30年4月1日現在で26.0%、今年の4月1日現在でも30.9%と、依然として低い状態にあります。

また、市職員の女性割合については、平成30年4月1日現在で25.9%、今年の4月1日現在で27.3%となっております。

そして、管理職の女性割合については、平成30年4月1日現在で5.8%、今年の4月1日現在で10.9%という現状です。

主な取組としては、引き続き、審議会等の女性委員の登用拡大を図ること、また、 市職員に対しては、研修等を通じた男女共同参画意識の醸成、女性職員のキャリアア ップの支援、女性の人材育成を目的としたセミナーの開催を行うこととしております。 続いて4ページの上をご覧ください。

基本方針3、就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進です。

令和2年の国勢調査では、江別市で働く女性の63.1%が非正規雇用となっており、全国平均より10%ほど高い状況でありました。

なお、各種法整備などによって労働環境の改善が図られており、右上の図、年齢ごとの労働力率のグラフに見られる、30代で女性の労働力率が落ち込む、いわゆるM字カーブは、以前と比べて底が浅くなりつつあります。

しかし、今後は急速な少子高齢化の進行により、介護による就業の中断が増加する 可能性も考えられますので、女性が働き続けることができる環境の整備と、結婚、出 産、親の介護などで離職した人たちの仕事復帰に対する支援が課題であります。

これらを踏まえ、主な取組としては、均等な雇用機会と待遇の確保、様々なハラスメントの防止、企業に向けたワーク・ライフ・バランスの推進、事業所内保育所の助成や介護離職の防止に向けた支援など、国の制度などの周知に努めることとしております。

4ページの下に進みまして、基本方針4、子育てや介護等、家庭生活における男女 共同参画の推進です。

平成30年5月の市民アンケートの結果では、仕事中心の社会から仕事と家庭が両立する社会へ制度や仕組み、構造を改めることが、男女共同参画社会を目指す上で重

要であると回答した市民が男女ともに多く、特に30代の子育て世代では68.1% と高い割合を示していました。なお、今年5月のアンケートでも68.3%と高い割 合を維持しております。

今後、さらに女性の社会進出が進む中で、仕事と家庭のバランスが取れた生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発や、子育ても介護も男女が共に支え合い、それを社会全体が支援するという意識の啓発を図り、家庭と仕事の両立に向けた子育て支援の充実や、高齢者が安心して暮らせる環境づくりの整備に努めています。

続いて5ページの上をご覧ください。

基本方針5、あらゆる暴力根絶の取組です。

国は、法整備を進め、暴力の根絶に取り組んでいますが、DVやストーカー行為は 後を絶たず、命に関わる重大な事件も相次いでいる状況です。

さらに近年では、SNSなどコミュニケーションツールの広がりに伴い、交際相手からの暴力が多様化してきている状況です。

また、DVはその家庭で育った子どもの情緒面や心身の発達、人格形成に大きな影響を与えることがあります。

このような暴力被害は個人だけの問題ではなく、社会的な人権侵害行為であり、また、子どもの前で家族に暴力をふるうことは児童虐待であるという認識を広く浸透させる啓発が重要であり、被害の潜在化の防止や、警察や民間団体など関係機関との連携強化に力を入れ、相談窓口の情報をホームページや広報などで周知しています。

続いて5ページの下をご覧ください。

基本方針6、生涯にわたる男女の健康支援です。

男性も女性も、互いの身体的な差を理解し、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する前提となります。

男女は、異なる健康上の問題に直面することがありますし、特に女性は、妊娠や出産に際して、女性特有の様々な問題を心や体に抱えることがあります。妊娠・出産に対する正しい知識や情報の普及とともに、性と生殖に関する健康と権利に関する意識の浸透を図り、女性特有の病気を早期発見するための検診の重要性の啓発や健康づくり情報の発信を行っていくこととしております。

また、日頃から健康を意識し、検診の受診、食生活の改善、運動習慣の定着など健 康づくりの取組を進めていきます。

続いて6ページの上をご覧ください。

基本方針7、男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備です。

過去、東日本大震災などの災害において、女性の視点を欠いた避難所運営により、 様々な不都合が生じた事例があったことから、災害・復興時における男女共同参画の 必要性が認識されてきています。

女性の意見の反映のためには、防災活動の場に女性が参画できる仕組みと、女性自 身が自らの意思で積極的に参加するような姿勢や意識改革を進めることが必要です。

そこで、主な取組として、防災分野全般における政策や方針の決定の場への女性の 参画を促進し、女性の目線を重視した防災体制の整備、避難所訓練の実施、防災知識 の周知などを通して、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制作りに努めます。 以上が7つの基本方針となります。

続いて、6ページの下をご覧ください。

第3章、重点項目についてです。

男女共同参画の実現に向けた取組は、範囲が非常に広く多岐にわたっていることから、さらに的を絞って重点的に取り組んでいく必要があります。

そのため、本計画では、1の男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進と2の働く女性のための環境整備の2つを重点項目に設定しております。

まず、重点項目1について、男女共同参画社会を実現するために最も重要なことは、 意識改革であると考えています。

啓発活動による即時効果は、難しい面もありますが、より多くの方に認識を深めていただくことが、あらゆる事業の基本となることから、分かりやすい広報や啓発活動を様々な機会を通じて進めることとしております。

また、性の多様性を認め合い、尊重し合うことが大切であり、LGBTなど性的少数者への理解促進に向けた啓発に努めることとしてします。

続いて7ページの上をご覧ください。

重点項目2、働く女性のための環境整備です。

国は、平成27年に女性活躍推進法を制定し、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を目指しています。

女性の視点や潜在的な労働力を活かすことは、経済の活性化に結び付く重要な課題ですが、実際には、就労や就業継続の面で多くの課題があると言えます。こうした課題に対して、女性が働き続けられる環境の整備に、より積極的に取り組む必要があります。

主に、働きたい女性のための就職支援や各種セミナーの開催、事業所内保育所への 支援、介護離職防止に向けた支援など国の制度を周知します。また、子育で情報の提 供や待機児童解消対策などに取り組むこととしております。

続いて7ページの下をご覧ください。

平成24年度の本計画策定時と、平成29年度の中間見直し時の現状値を踏まえ、 令和5年度までの数値目標を設定しております。

地域、家庭、職場における男女平等についてなど、アンケートで取得した現状値に対して、目標値を設定し、進捗状況を把握した上で、効果的な推進に繋げていきたいと考えております。

最後に、8ページをご覧ください。

第4章の推進体制について、1~5の項目を記載しております。

1番目の進捗状況の公表については、重点項目の適切な進行管理として、条例の規 定に基づき、報告書を作成して、毎年公表することとしております。

2番目の庁内推進体制については、男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野に関わる問題であることから、様々な施策を総合的に進めるために、関係部局間の連携を深め、職員一人ひとりが男女共同参画社会の実現を行政課題としてとらえ、施策を推進するとしております。

3番目の審議会の設置については、条例により市長の諮問機関として男女共同参画 審議会を設置することを記載しております。 4番目は男女共同参画に関する調査研究を行うこと、5番目は市民や企業、関係機関、団体と協力・連携して総合的に取組を進めることとしております。

以上、簡単ではありますが、江別市の男女共同参画基本計画中間見直し版について の説明といたします。

小内会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、確認等ございませんか。

(なし)

小内会長

今日は、説明に時間を取ることとなりますが、またご質問等があれば、戻っても構いませんので、次に進ませていただきます。

次に、(2)第3次江別市男女共同参画基本方針における骨子案の提示について、事務局より説明願います。

事務局 (工藤主査)

骨子案のご提示の前に、男女共同参画審議会のスケジュールを説明いたします。机 上配布しました資料2をご覧ください。

計画策定のスケジュールにつきまして、記載のとおり予定をしています。

スケジュールの詳細説明の前に、まず、今回初めての委員もいらっしゃいますので、 これまでの計画策定に係る経過を簡単にご説明しますと、現在の男女共同参画基本計 画につきましては、計画期間が令和5年度いっぱいで終了となります。

そのため、現在、本審議会でのご意見などを踏まえながら、令和6年度に向けて、 新しい基本計画を作成しているところです。

前回までの審議会では、新しい計画の考え方として、現在の計画の考え方を継承し、基本方針と重点項目で構成する。また、現計画を検証する中で、今後も取り組むべきもの、または見直すべきものを整理し、持続可能な開発目標いわゆるSDGsの視点を踏まえた取り組みを進めるという内容を提案し、承認をいただいております。

これを踏まえまして、現在の計画の基本方針及び重点項目並びに主な取組などについて、国や北海道の計画と比較・検証したうえで、新たな取組や見直しすべき内容、あるいは表現方法で骨子案を作成しております。

具体的には、今後10年を見据えた内容であるか、わかりやすい表現になっているか、国や北海道の計画を踏まえた内容であるか、基本方針の内容から重点的に進める取組となっているかといった視点で作成いたしました。

また、性の多様性に関する取組について、現在の計画と同様に基本方針1の男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進に基づく取組という位置づけでよいかという内容をご審議していただき、現状のとおりの位置づけで進めていくとのご意見をいただきました。

のちほど、第3次江別市男女共同参画基本計画骨子案としてご提示させていただき ます。

それでは、スケジュールに戻りまして、審議会については適時開催することとしますが、予定としましては、右の列のとおり8月22日本日、新たな審議会委員メンバーの下、第2回目を開催しております。来年2月までにあと4回の開催を想定してお

り、最終的な計画策定は来年3月としています。

そのほか、計画の策定までに、市民の皆さまからご意見をいただく機会としまして、まず、中央の列に記載しているとおり、みなさまによる骨子案の検討、計画案の検討を経て、計画案を確定したのち、12月に意見公募(パブリックコメント)の実施、2月に意見公募(バブリックコメント)の結果公表を予定しています。

次に、資料3の第3次江別市男女共同参画基本計画の骨子案をご覧ください。 第3次江別市男女共同参画基本計画骨子案について説明いたします。

まずは、第1章の計画の基本的な考え方は、先ほどの資料2のこれまでの計画策定に係る経緯でもお話いたしましたが、現計画を基本とし、一部修正を加えたうえで、新規項目としてSDGs (持続可能な開発目標)との関係を記載する予定です。

次に、第2章の江別市民の男女共同参画に関する意識ですが、令和5年5月に対象者を地区別人口、性別、年代の割合に応じて、無作為抽出で実施いたしました男女共同参画アンケートの結果概要を掲載する予定です。イメージとしては、資料3の6ページから8ページのようになる予定です。

次に、2ページ目に進みまして第3章の計画の内容ですが、全ての基本方針において、市の現状・課題を中心に記載すること。また、主な取組は、市が今後10年間で継続して進めていく取組を記載することとしております。

基本方針1は、男女平等・共同参画と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくりとし、現状と課題には、一つ目に固定的性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアスによる日常生活への影響、二つ目に子どもの頃からの意識啓発、三つ目に固定観念をなくし、LGBTQを含め性別にとらわれない社会を実現について記載いたしました。

なお、男女の平等感や固定的性別役割分担意識についての傾向や推移が分かるよう に市民アンケート結果のグラフを掲載する予定です。

基本方針1の主な取組として、一つ目にあらゆる年代に対する男女共同参画への意識啓発、二つ目に子どもの頃から、家庭や学校を通して男女共同参画の必要性を伝えること、三つ目に性の多様性に対する理解増進に向けた意識啓発についてなどの記載を考えております。

次に、基本方針2は、政策や方針決定過程への女性の参画の拡大と促進とし、現状と課題には、一つ目に審議会等の女性登用率、二つ目に市職員の管理職及び係長相当職並びに一般職における女性職員の割合、三つ目に市議会の女性議員の割合、四つ目に女性の働く意欲と意識の転換について記載いたしました。

なお、審議会の女性登用率や市職員の女性職員の割合の傾向や推移が分かるように 統計結果についてのグラフを掲載する予定です。

基本方針2の主な取組として、一つ目に審議会等へのオンライン参加や託児など、 女性の参加しやすい環境整備、二つ目に市の女性職員の職域を広げ、キャリアアップ を支援し男女共に承認意欲を喚起すること、三つ目に人材育成セミナーなどへの女性 の参加を促すことについてなどの記載を考えております。

3ページにお進みいただき、基本方針3は、働く人たちの男女共同参画の推進と仕事と生活の調和とし、現状と課題には、一つ目に職場における男女の平等感と男女の格差、二つ目に市職員男性の育児休業取得状況、三つ目に結婚・出産などで一度仕事

を辞めた女性の再就職支援について記載しています。

基本方針3の主な取組として、一つ目に事業所に向けた意識啓発、二つ目に事業所 に向けた情報提供についてなどの記載を考えております。

次に基本方針4は、子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進とし、 現状と課題には、一つ目に家庭生活における女性の家事・育児・介護等の負担、二つ 目に男性の家事・育児・介護等への参加、三つ目にワーク・ライフ・バランスが実現 できる環境整備について記載しています。

基本方針4の主な取組として、一つ目にセミナーや研修会の開催、二つ目に民間や 行政サービスを利用しやすい環境整備についてなどの記載を考えております。

次に基本方針5は、あらゆる暴力の根絶に向けた取組とし、現状と課題には、一つ目にDV被害者や子どもへの心身への影響、二つ目に江別市の相談状況と相談体制、三つ目にDVや性暴力は、女性のみならず男性やLGBTQにも起こることについて記載しています。

4ページにお進みいただき、基本方針5の主な取組として、一つ目にセクハラ、ストーカー、DV、性犯罪などあらゆる暴力は人権侵害行為であるという意識啓発、二つ目に子どもに対して面前DVが虐待であるという周知・啓発と関係機関との連携の強化、三つ目に被害者支援と相談窓口の充実についてなどの記載を考えております。

次に基本方針6は、生涯にわたる男女の健康支援とし、現状と課題には、一つ目に 身体的性差を前提とした正しい知識と健康管理、二つ目に女性の人生の節目節目で直 面する困難、三つ目に江別市の健康推進の取組について記載しています。

基本方針6の主な取組として、一つ目に妊娠・出産に対する正しい知識や「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識啓発、二つ目に乳がん・子宮がん検診の啓発、三つ目に健(検)診受診、食生活改善、運動習慣などの定着を図ることについてなどの記載を考えております。

次に基本方針7は、男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備とし、現状と課題には、一つ目に固定的性別役割分担意識による避難所の運営状況の改善、二つ目に災害・防災の場に女性や子ども、障がい者、性的少数者など多様な意見を取り入れること、三つ目に防災活動に誰もが参画できる仕組みと、自らの意思での参加や意識の改革について記載しています。

基本方針7の主な取組として、一つ目に女性の参画、女性の目線を重視した備蓄や 避難所運営訓練を行うこと、二つ目に防災知識の啓発、三つ目に市の防災会議に積極 的に女性委員を登用することについてなどの記載を考えております。

5ページにお進みいただき、第4章の重点的に取り組む施策ですが、現計画の2項目から1つ増やし3項目あげております。

重点項目1は、基本方針1と同名の項目で、男女平等・共同参画と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくりとし、主な取組に関しても、基本方針1と同様の取組としています。

続いて、重点項目2は、現計画と同様で、働く女性のための環境整備とし、主な取組に関しても、現計画を引き継ぐ形の取組としています。

今回、新たに増やした重点項目3には、男性が家事・育児・介護等に参加しやすい環境づくりとし、主な取組に関して、一つ目に市の男性職員への育児休業取得の奨励、

二つ目に家事・育児・介護に関するセミナーや研修の開催、三つ目に全世代において、 男性の家庭参画が当たり前だという意識づくりについてなどの記載を考えておりま す。

なお、主な取組に関しましては、関係する部署と具体的な内容について協議を重ねる中で、変更・修正になることもあります。

次に、重点項目の数値目標は、資料に記載の6つのうち、今後の審議会での意見を 参考とし、複数項目を選択したうえ、計画の中間年である令和10年度までの数値目 標を設定、進捗状況を把握した結果を効果的な推進に繋げていきたいと考えておりま す。

そして第5章、推進体制ですが、現計画と同様の項目1~5の項目について推進していくことを考えております。

最後になりますが、計画に添付する資料につきましては、現計画とほぼ同様で考えておりますが、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」と目標16「平和と公正をすべての人に」の達成基準(ターゲット)の説明資料を掲載する予定です。

今回は、骨子案の説明となりますが、次回の第3回審議会では、骨子案の内容について検討いただく予定です。

委員の皆様には、今回の骨子案の内容をご確認いただき、ご不明な点やご意見・ご 質問がございましたら、第3回審議会にてご発言いただきたいと考えております。

なお、事前にお問い合わせいただくことも可能でございます。

よろしくお願いいたします。

説明は、以上です。

小内会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、具体的な骨子案についての議論は、次回 の審議会で行いますが、今、ここで確認しておきたいことがあれば、ご発言いただき たいと思います。

稲垣委員

ひとつ前の説明で使用した資料1についての質問になりますが、4ページ下段の基本方針4の仕事中心の社会から仕事と家庭が両立する社会へ制度や仕組み、構造を改めることが、男女共同参画社会を目指す上で重要であると回答した市民が男女ともに多く、特に30代の子育て世代が68.1%とありましたが、世代差がどれだけあったのかなと説明を聞いていて思いました。30代は、働く世代ではありますが、社会のルールを決める主要な役割を担う年代より下の世代になってしまうので、この世代の前後の方がどのように考えているかが気になりました。もし、分かれば教えていただきたいと思います。

小内会長

これは、令和5年5月の調査内容ですが、確認できますか。もし、本日確認できないのであれば、次回の審議会で確認する形にしたいと思います。

事務局

(大橋参事)

令和5年5月アンケート結果である68.3%は、30代の数字ではなく、書き方が悪く勘違いをさせてしまいました。次回の審議会の時に、男女別世代別でわかる資料をご用意させていただきます。

小内会長

具体的な骨子案の内容については、次回の審議会での検討となりますので、次回までに内容の確認をお願いします。

もし、事前に確認したいことがあったら事務局に問い合わせていただきたいと思います。

他にご意見ございますか。

稲垣委員

資料3の第3次江別市男女共同参画基本計画の骨子案で基本方針3の男性の育児休業の取得についてですが、令和4年度における市の男性職員の取得率が52.8%と記載がありますが、何日くらい取得されているのかお聞きします。実際、子どもの首が座るまで育児休業を取得ができなかったら、家庭では、あまり意味のない数字だと思います。一部の人で社会保険料のかからない月末だけ育児休業を取得するといった話も聞いたことがありますので、少し細かい数字をお聞きしたいと思います。

事務局 (大橋参事)

この令和4年度における市の男性職員の育児休業取得率52.8%は、1日以上育児休業を取得した人で集計しております。

特に何日以上取得したとの集計は出していないようなので、何日取得した人が一番 多いなどについては確認が必要になります。

稲垣委員

ある市町村では、10月より前に1日だけ月末に育児休業を取得して社会保険料を 払わないという方もいて、実態的な女性の家庭での負担を減らすための取得であるか どうかは、この数字ではわかりにくいと考えます。

小内会長

かつては、たった1日にしても男性の育児休業を取得する方は、数%だったわけで、 そういった意味で50%以上まで増えてきたということは、評価していいと思います。

稲垣委員

男性の育児休業取得率が5割を超えるというのは、民間の感覚からすると多いと思います。この1日以上育児休業を取得した5割の数字をもとに、民間事業者に育児休業取得を推進してくださいというのは、数字として目標値にしていいのかということに違和感があります。

事務局 (大橋参事)

市の特定事業主行動計画の中で、男性の育児休業取得についての行動計画数値目標は13%以上が育児休業を取得できるよう努めるとあります。今回、52.8%と高い数字になっておりますが、1日取っても育児休業とカウントされますので、第3次江別市男女共同参画基本計画では、何日以上取得にするというように設定できたら、数値としては下がると思いますので、何日以上にするか等を今後確認しながら設定したいと考えております。

小内会長

他にご意見等ございますか。

五十嵐委員

資料3の第3次江別市男女共同参画基本計画の骨子案6ページ以降のグラフを見て 思ったのですが、「食事の支度は誰がしていますか」や「掃除は誰がしていますか」な どの事実に関する質問については、誰が答えても同じような結果がでると思いますが、「女性が仕事を持つことについて」や「男性が育児・介護休業を取得することについて」などの意識に関する質問については、回答者のうち男性が多く答えるのか女性が多く答えるのかで数字の持つ意味が変わってくるのかなと思います。

回答者の属性について、数値目標の中では、公表されるのでしょうか。

事務局 (大橋参事)

この第3次江別市男女共同参画基本計画の概要には、回答者の割合や人数、回答率 について掲載したいと考えております。

なお、今回のアンケートの回答に関しては、女性の回答の割合が多くなっております。

小内会長

資料3の6ページ以降に関しては、今回、このようなイメージになるということで よろしいですか。

事務局 (大橋参事)

このような内容で計画に関連するものについて掲載を考えており、委員の皆様の意 見をいただきながら変更等をしたいと思います。

小内会長

他にご意見等ございますか。

(なし)

小内会長

それでは、委員の皆様は、次回の審議会までこちらの骨子案について目を通していただければと思います。本日は確認ということですので、この議題については、これで終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし

小内会長

次に、次第7の「その他」について、各委員から何かございますか。

(なし)

小内会長

事務局から何かございますか。

事務局

特にございません。

(工藤主査)

小内会長

それでは、令和5年度第2回江別市男女共同参画審議会を閉会いたします。皆さん、 どうもありがとうございました。